

委託業務に係る随意契約締結結果の内容及び理由書

担 当 課	市民協働部 生涯学習課
委託業務番号	令和5年度 長生第17号
委託業務名称	まちづくりセンター連携次世代育成業務委託
委託業務場所	長浜市内保町2645番地 湯田まちづくりセンター他
業務の概要	各まちづくりセンターが対象とする地域や活動範囲を超え、子どもたちが集いスポーツや文化芸術活動を行う中で、コミュニケーション能力や仲間を思いやる気持ち、ルールやマナーを学び主体的に行動する力を養う。 また、進学していく中で、一緒になる仲間と接することで、早くから広域での一体感を醸成する。
履行期間	令和5年 4月1日 から 令和6年 3月31日
契約年月日	令和5年 4月1日
契約額(税込)	1,510,000円
契約の相手方	[所在地又は住所] 長浜市内保町2645番地 [商号又は名称] 浅井湯田地域づくり協議会 会長 清水 峯生
契約相手方の選定理由	浅井湯田地域づくり協議会は、地域の多様な団体で構成され、事業実施地域の住民や教育機関と密に連携している唯一の組織であり、代替性がない。また、これまでより、健やかな青少年の育成と生きがいに結びつく学びの場作りに関する活動を行っていることから、当事業の効率的な運営が見込まれるため。
根拠規定	<p style="text-align: center;">地方自治法施行令第167条の2第1項 (該当する項目に○印)</p> <p>売買、賃借、請負その他の契約でその予定価格(賃借の契約にあつては、予定賃借料の年額が長浜市契約規則(平成18年長浜市規則第37号)で定める額を超えないものをするとき。</p> <p>(1) 貸借料の年額が長浜市契約規則(平成18年長浜市規則第37号)で定める額を超えないものをするとき。</p> <p>(2) 不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。</p> <p>(5) 緊急の必要により競争入札に付することができないとき。</p> <p>(6) 競争入札に付することが不利と認められるとき。</p> <p>(7) 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。</p> <p>(8) 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。</p> <p>(9) 落札者が契約を締結しないとき。</p>